



経営者のための

銀行交渉術

第4号

平成27年6月12日(金)

発行:久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

実践コラム

『融資の種類と難易度』

…事業資金借入の経験が全くない経営者様に向けて一般的な金融用語を解説致します。

資金調達のご相談時に、「プロパー融資って何でしょうか?」「保証協会って何でしょうか?」と聞かれることがあります。私たちは日常的に使っている言葉ですが、大部分の方は金融機関から事業資金の融資を受けた経験などありませんので、わからないのは当たり前のことです。これから起業される方、独立して間もない社長様に向けて、一般的な金融用語を解説致します。

プロパー融資とは

プロパー融資とは、民間金融機関が自身のリスクで実行する融資です。

信用保証協会 保証付融資とは

保証付融資とは、民間金融機関が自身のリスクで融資出来ない場合に、信用保証協会の保証を取って実行する融資です。

信用保証協会とは、中小企業の資金調達を円滑にするため、債務の保証を行う公的な機関です。

日本政策金融公庫の融資とは

日本政策金融公庫とは、自身のリスクで融資を行う公的な金融機関です。

信用保証協会の保証は一切必要としません。

融資の種類は、金融機関の種類と信用保証協会の保証の有無で分かれます。

以下は融資の種類を難易度の高い順に並べたものです。ご確認ください。

1. 都市銀行プロパー融資
2. 地方銀行プロパー融資
3. 信金信組プロパー融資
4. 信用保証協会保証付融資
5. 日本政策金融公庫の融資

信用力が最も低い創業時には、公的な機関である日本政策金融公庫から融資を受けるのが通常です。事業の実績が2期出来れば、次に信用保証協会の保証を受けて民間の金融機関と融資取引を開始します。その後は事業の実績に応じてプロパー取引を開始するのが一般的な流れです。

あくまでも一般的な例です。

他にもリースやノンバンクの事業者向けローン等がありますが、用途が限られたり、金利が高かったりしますので、補完的な利用をおすすめします。

お役立ち情報

「下請新分野進出補助金」について

...下請小規模事業者等の新分野進出を支援してくれる補助金です。

「下請新分野進出補助金」の2次募集が始まっています。

この補助金は、親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、またはその予定による影響で売上が減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用の一部を補助するというものです。

概要をみておきましょう。

補助対象者

次の要件を満たす下請事業者またはその共同体が対象です。

(1) 売上減少要件

過去2年間に事業所を閉鎖もしくは取引関係のある製品の生産規模等を25%以上縮小させた事業者、または今後1年以内に閉鎖等の予定のある事業者と下請取引関係にあり、年間の売上高が前年比マイナス10%以上となる見込みであること。

閉鎖等を行う事業所との下請取引依存度が20%以上であることも要件です。

(2) 新分野進出要件

新分野の事業に係る売上高、有形固定資産の額または従業員数のいずれかの割合が全体の10%以上を占めることが見込まれること。

補助対象経費

事業費 : 産業財産権等取得費、委託費、雑役務費

販路開拓費 : 展示会等出展費・旅費、広報費、委託費

試作・開発費 : 借損料、機械等購入費、試作費、委託費など

補助金額

補助対象経費の2/3以内で100万円以上500万円以下

その他

次の場合には採択の審査にあたって【加点】があります。

従業員20人以下の製造業、または従業員5人以下の商業・サービス業の小規模事業者であること。

認定経営革新等支援機関の協力を得ていること。

募集期限は平成27年7月13日です。

補助金の利用をお考えの方は早めにご準備ください。